

# つがる西北五広域連合病院事業職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程

平成 26 年 4 月 1 日  
病院事業管理規程 第 21 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職員に対し青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和 46 年青森県市町村職員退職手当組合条例第 1 号。以下「退職手当条例」という。)第 8 条の 3 に規定する定年前に退職する意思を有する職員の募集等の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(募集実施要項の記載事項)

第 2 条 退職手当条例第 8 条の 3 第 2 項第 1 1 号の任命権者が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 退職手当条例第 8 条の 3 第 5 項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
- (2) 退職手当条例第 8 条の 3 第 9 項各号に掲げる職員が同項の規定による応募(以下「応募」という。)をすることはできない旨
- (3) 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 1 項の規定による認定(以下「認定」という。)をしない旨の決定をする場合がある旨
- (4) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、退職手当条例第 8 条の 3 第 1 3 項の規定による通知(以下「第 1 3 項通知」という。)を行うこととなる旨(募集実施要項(退職手当条例第 8 条の 3 第 2 項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。)に退職すべき期間を記載した場合に限る。)
- (5) 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 4 項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第 3 条 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 退職手当条例第 8 条の 3 第 9 項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(様式第 2 号)によるものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第 4 条 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 2 項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 認定をする旨の決定をしたとき 認定通知書(様式第 3 号)
  - (2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書(様式第 4 号)
- (退職すべき期日の通知の様式)

第 5 条 第 1 3 項通知は、退職すべき期日の決定通知書(様式第 5 号)によるものとする。ただし、前条第 1 号に定める通知書により第 1 3 項通知を併せて行った場合は、退職すべき期日の決定通知書(様式第 5 号)を省略することができる。

(退職すべき期日の繰り上げ又は繰り下げに係る同意の様式)

第 6 条 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 4 項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

- (1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 退職すべき期日の繰り上げ同意書(様式第 6 号)
  - (2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 退職すべき期日の繰り下げ同意書(様式第 7 号)
- (新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第7条 退職手当条例第8条の3第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書（様式第8号）によるものとする。

（公表）

第8条 退職手当条例第8条の3第17項の規定による公表は、毎年12月末までに行うものとする。

（その他）

第9条 この規程の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年3月31日までに、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、鶴田町又は公立金木病院組合（以下「旧所属所」という。）に勤務していた職員であった者で、施行日において引き続きこの規程の適用を受けることとなったものの旧所属所における勤続期間については、この規程による勤続期間に通算する。

（つがる西北五広域連合病院事業職員勸奨退職実施規程の廃止）

3 つがる西北五広域連合病院事業職員勸奨退職実施規程（平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第12号）は、廃止する。

年 月 日

病院事業管理者

所 属  
職・氏名 印

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

私は、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第3条第1項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日 又は期間	
備 考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名	所 属		
	職 名		
級 号 給	給料表〔 〕		級 号給
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

処理欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

年 月 日

病院事業管理者

所 属  
職・氏名 印

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

私は、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第3条第2項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
退職すべき期日 又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

（注）「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

処理欄

受 理 年 月 日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

第 号  
年 月 日

様

病院事業管理者 印

認定通知書

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第4条第1号の規定により、認定の決定をいたしましたので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備 考

(注)「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

第 号  
年 月 日

様

病院事業管理者 印

不認定通知書

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第4条第2号の規定により、認定をしない旨の決定をいたしましたので、通知します。

不 認 定 の 理 由

第 号  
年 月 日

様

病院事業管理者 印

退職すべき期日の決定通知書

貴殿の退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第 5 条の規定により、通知します。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

病院事業管理者

所 属  
職・氏名 印

退職すべき期日の繰上げ同意書

私は、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第6条第1号の規定により、下記の退職すべき期日を年 月 日に繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(様式第3号)に記載されている認定年月日を記入すること。



様式第7号(第6条関係)

年 月 日

病院事業管理者

所 属  
職・氏名 印

退職すべき期日の繰下げ同意書

私は、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第6条第2号の規定により、下記の退職すべき期日を 年 月 日に繰り下げることにご同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(様式第3号)に記載されている認定年月日を記入すること。

第 号  
年 月 日

様

病院事業管理者 印

退職すべき期日の変更通知書

貴殿の退職すべき期日は、つがる西北五広域連合病院事業の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施規程第 7 条の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

(注)「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書(様式第 6 号)又は退職すべき期日の繰下げ同意書(様式第 7 号)に記載されている年月日を記入すること。